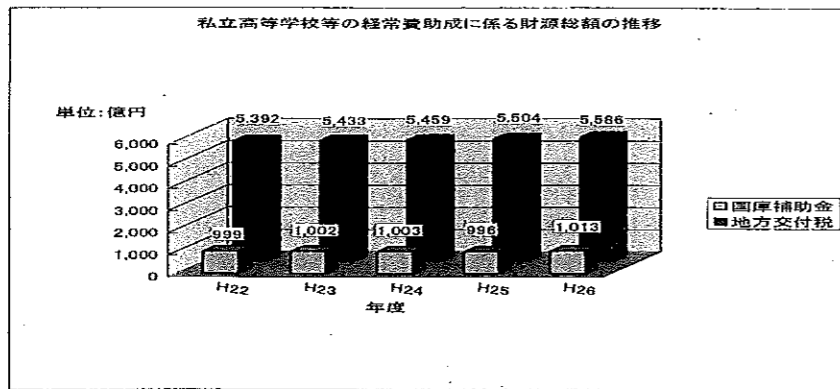


18 私学助成の充実強化について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

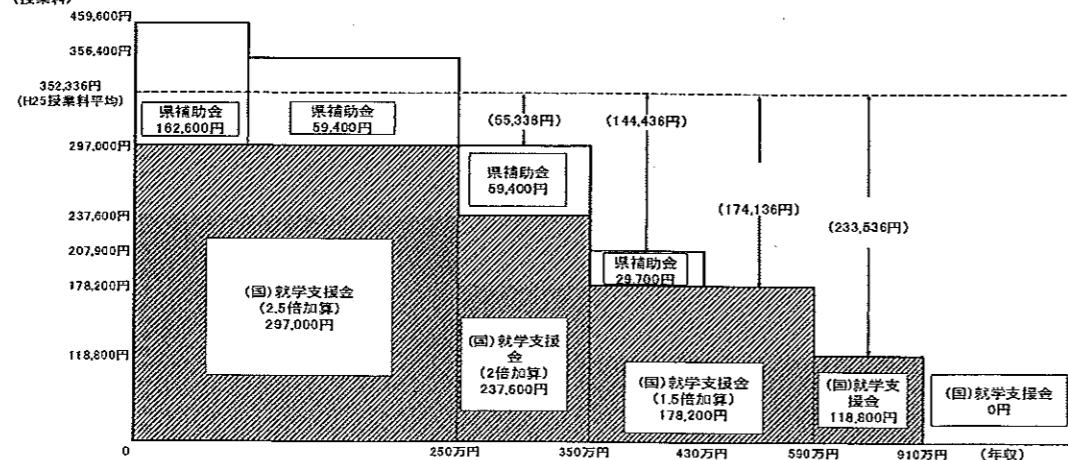
- 1 私立小中高等学校及び私立幼稚園の健全な経営と保護者負担の軽減を促進するため、さらなる財政支援を図ること
 - (1) 「私立高等学校等経常費助成費補助金」の拡充を図ること
 - (2) 私学振興のため、経常費助成費補助金に係る地方交付税措置の充実を図ること
 - (3) 経営基盤が脆弱で歴史のある小規模な私立高校に対し、地域の実情に応じた経常費助成費補助金の特別加算措置を設けること
 - (4) 高校生修学支援基金事業を延長し、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金を追加交付すること
- 2 高等学校や幼稚園における保護者負担の公私間格差を是正するため、高等学校等就学支援金及び幼稚園就園奨励補助金制度の更なる拡充を図ること



国の生徒一人当たり補助単価の推移

区分	H22	H23	H24	H25	H26	
高校	国庫補助金	52,743	52,905	52,958	53,329	53,702
	地方交付税	253,400	255,900	257,300	259,900	263,300
	計	306,143	308,805	310,258	313,229	317,002
中学校	国庫補助金	45,772	46,087	46,133	46,456	46,781
	地方交付税	253,100	255,400	256,800	259,400	262,800
	計	298,872	301,487	302,933	305,856	309,581
小学校	国庫補助金	44,116	44,487	44,531	44,843	45,157
	地方交付税	253,100	255,400	256,800	259,400	262,800
	計	297,216	299,887	301,331	304,243	307,957
幼稚園	国庫補助金	22,587	22,619	22,642	22,800	23,005
	地方交付税	146,800	148,600	149,400	150,900	153,200
	計	169,387	171,219	172,042	173,700	176,205

長崎県の私立高等学校授業料軽減制度と保護者負担額(H26新制度)



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・私立学校は、公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障し、教育の機会均等を実現するうえで大きな役割を果たしています。特に本県の場合は高校生の3割、幼稚園児の8割以上が私学に通学・通園しており、建学の精神に基づいた特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きな役割を担っています。
- ・しかし、少子化の進行により私学を取り巻く環境は厳しい状況にあり、私学の経営基盤は深刻な危機に直面しています。
- ・また、平成26年4月より所得制限の導入を含む新たな高等学校等就学支援金制度が実施され、新1年生からは年収590万円未満世帯の生徒に対して支援金額が増額されましたが、依然として保護者負担の公私間格差は大きい状況にあります。私立学校の教育条件の維持向上のためには、私学助成全体の底上げを図る必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ◆私立高等学校等経常費助成費補助金の交付方法について
 - ・国から交付される国庫補助金は、各都道府県の生徒一人当たり補助単価に定員内実員を乗じた額に、圧縮率(国庫補助総額に対する各都道府県の補助総額の割合)を乗じた額とされています。圧縮率は全国の補助総額に左右されるため、県単独予算で一人当たり補助単価を引き上げても、直ちに国庫補助金の増額交付につながるとは限りません。
 - ・私立学校への経常費補助金を底上げするには、国庫補助総額の増額が必要です。
- ◆地域の実情に応じた助成の加算措置について
 - ・長崎県の私立小・中・高等学校は、半数以上が戦後間もない昭和20年代に設立されており、歴史的に古い学校が多いという特徴があります。他方で、学校施設の老朽化が著しく進んだものが多く、維持補修に多額の経費を必要としています。
 - ・長崎県の私立高校は、生徒数500人以下が全体の約40%を占めており、100人未満の小規模校が4校と九州で最も多くなっています。本県は地理的に半島地域が多く、また公共交通機関が整っていない地区が多いため、経営が厳しい中で独自にスクールバスを運行するなど、都市部に比べ生徒確保に苦慮している状況にあります。
 - ・小規模校は、学校収入に対する運営経費の比率が高くなるため、財政基盤も脆弱であり、公教育の重要な役割を担っており、教育環境を維持するための十分な支援が必要です。しかし、小規模校の割合が高い本県では、県独自に助成を拡充することは財政的に困難です。
- ◆高校生修学支援基金事業の延長及び高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金の追加交付について
 - ・高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により高校生修学支援基金を造成し、経済的理由による修学困難な高等学校等生徒に対する授業料軽減事業を実施していますが、高校生等の修学を取り巻く経済状況は依然として厳しい状況にあるため、当該基金事業について平成27年度以降の延長が必要です。特に平成27年度までは新旧の高等学校等就学支援金制度が併用されるため、授業料軽減事業実施のための財源としての特例交付金の追加交付が不可欠です。
- ◆高等学校等就学支援金及び幼稚園就園奨励費補助金制度の更なる拡充について
 - ・長崎県の私立高等学校の授業料平均額は、平成25年度平均で352,336円です。県では高等学校等就学支援金に県の授業料軽減補助金を上乗せして助成していますが、年収250万円以上の世帯は保護者負担が残ることから、保護者負担の公私格差を是正するには、国の支援金制度の更なる拡充が必要です。
 - ・平成26年度に幼稚園就園奨励費補助金の拡充が図られましたが、保護者負担の公私格差を是正するためには、更なる拡充が必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園を含む)の増額を望みます。
- ・私立高等学校等の経常費助成に係る地方交付税の交付単価の増額を望みます。
- ・歴史的に古い学校や小規模な私立高校が多いという本県の特殊事情に配慮し、これらの私立学校への支援を拡充できるよう、国庫補助金の特別加算配分を行うなど、助成制度の拡充を望みます。
- ・平成27年度以降の高校生修学支援基金事業の延長と特例交付金の追加交付を望みます。
- ・高等学校等就学支援金及び幼稚園就園奨励費補助金制度の更なる拡充を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・私学助成費を増額させることで私立学校の経営状況を改善し、学校の規模にかかわらず、教育環境の向上をはじめ教員の資質や数を充実することができます。
- ・私立学校の財政基盤を強固にすることで、耐震化など学校施設・設備の整備を促進することができます。
- ・授業料値上げが抑制され、保護者の経済的負担軽減につながるすることができます。
- ・家庭の経済状況にかかわらず、意志ある高校生等が安心して進路選択することができます。

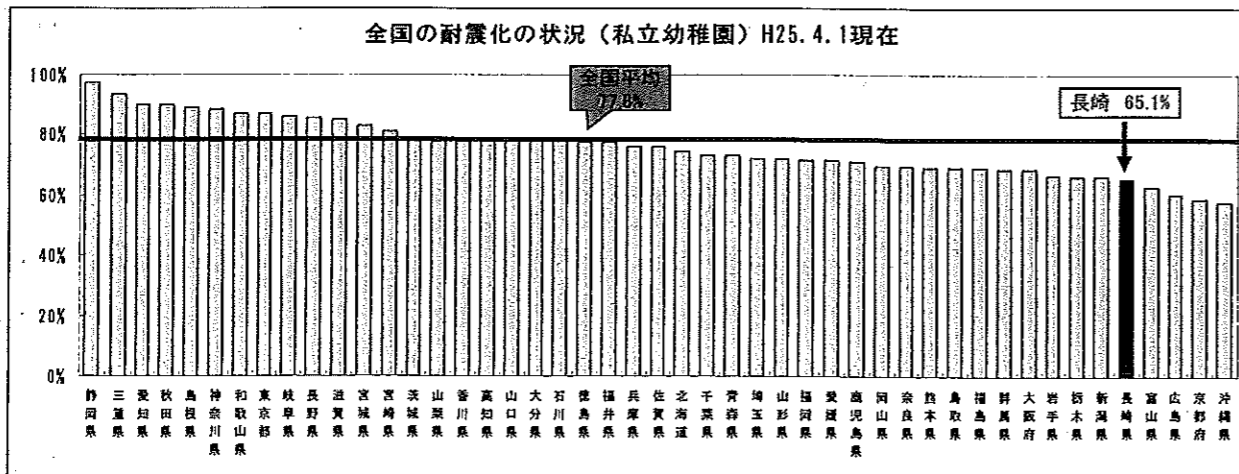
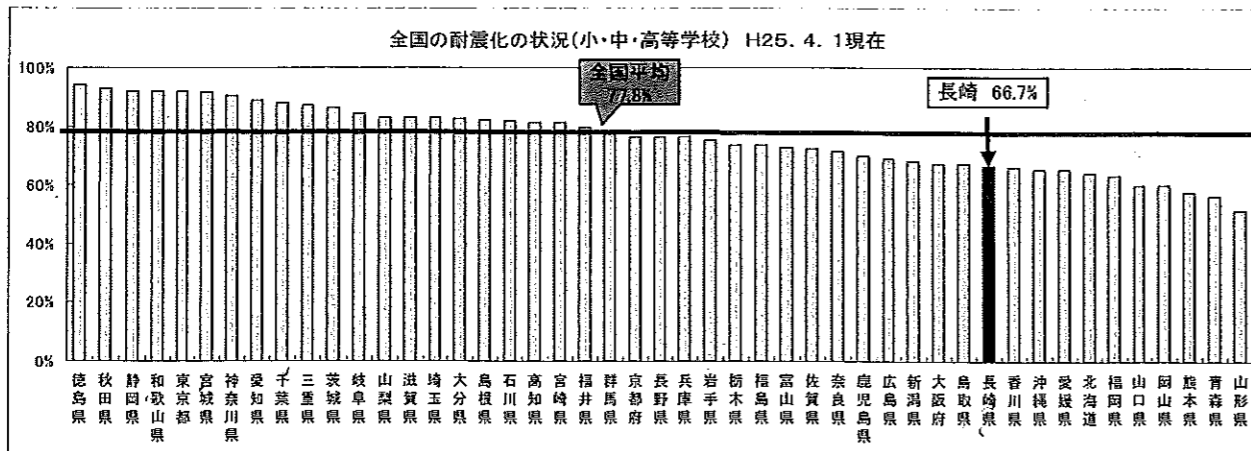
19 私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 耐震化事業に係る国庫補助の充実
 - (1) 私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る予算について、十分に確保すること
 - (2) Is値0.3以上0.7未満の施設に係る補強工事についても、Is値0.3未満と同様の国庫補助率の嵩上げを図ること
また、私立学校・幼稚園施設の補助率については公立学校よりも低く設定されているので、公立学校と同率の補助とすること
- 2 耐震化のための地方財政措置の充実
私立学校・幼稚園施設に対して地方が単独で行っている補助に対しても、地方財政措置の対象とすること

【私立小・中・高等学校および幼稚園耐震化状況(耐震化率)】



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 学校及び幼稚園は、児童、生徒及び幼児が長時間過ごす生活・学習の場ですが、本県における私立学校・幼稚園の耐震化率は全国平均を下回っており、災害時における安全性の確保が喫緊の課題となっています。
- ・ 児童、生徒及び幼児の安全・安心な教育環境づくりは公私の区分なく進める必要がありますが、本県においては、公立高等学校の耐震化率が100%、公立小中学校の耐震化率が83%を超えている一方で、私立学校・幼稚園の耐震化は設置者負担が大きいため、取組が進まない状況となっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

◆公立学校と同率の補助率について

- ・ 私立学校・幼稚園の国庫補助率は、①耐震補強Is値0.3未満の場合1/2、②耐震補強Is値0.3以上0.7未満の場合1/3、③改築1/3となっており、公立学校の①2/3、②1/2、③1/3～1/2と比べて低く措置されており、工事にかかる設置者負担が大きいため、取組が進まない状況にあります。耐震化促進のため、県独自の補助制度(補助率1/6)を設けていますが、耐震化を促進するためには、公立学校と同率の補助率とすることが必要です。

◆私立学校・幼稚園施設の地方単独補助に対する地方財政措置について

- ・ 公立小中学校の施設整備は、国の補助を受け、設置者である市町負担の一定割合には地方債を充当し、交付税措置を受けています。耐震化を促進するためには、私立学校・幼稚園施設の耐震化にかかる地方単独補助についても地方財政措置を講じていただく必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る予算が十分に確保されることを望みます。
- ・ 私立学校・幼稚園施設の耐震化事業の補助率について、公立学校と同率とすることを望みます。
- ・ 私立学校・幼稚園施設に対して地方が単独で行っている補助に対しても、地方財政措置の対象とすることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 国庫補助額を増額させ私立学校・幼稚園施設設置者の負担が軽減されることにより、耐震化が促進され、児童、生徒及び幼児の安全・安心な教育環境が確保されます。
- ・ 私立学校・幼稚園施設の耐震化にかかる地方単独補助へ財政措置を講じることで、耐震化の一層の促進が図られます。

20 合併後の新市町への支援策の充実強化について

【総務省】

【提案・要望の具体的内容】

1 合併市町の実情に応じた的確な交付税算定の実現と財源の確保を図ること

合併市町においては、これまでの血のにじむような行革努力と、普通交付税の算定の特例となる「合併算定替」により、なんとか安定的な財政運営が維持できている現状にある。

国におかれては、この度、平成26年度以降5年程度で交付税算定の見直しを行うこととされたが、見直しにあたっては、合併市町の喫緊の最重要課題である周辺旧市町村地域の限界集落回避・地域維持・地域活性化のための対策を講じることができるよう、合併市町の実情に、よりの確に応じた算定を実現するとともに、合併算定替終了により捻出される財源の相当額を合併市町に対して確保すること。

(1) 支所に要する経費については、平成26年度より3カ年をかけて算定に反映されることとなったが、これと合わせて、行革努力を行ってもなお効率化を図ることが困難な集落の維持等に必要な経費（消防、保健・福祉サービスに要する経費等）については、施設数などに着目した新たな補正により、合併市町の財政需要を適切に反映すること

(2) 離島を合併した市町に関しては、

① 対馬などの離島の合併市町については、地理的要因からくる漂流・漂着ごみの処理や、離島航空路維持、基幹産業の水産業の維持・振興、医療サービスの確保など、離島であるが故の経費が多額に生じており、国境離島としての重要な役割を果たすためにも、合併算定替終了後もその財政運営に支障が生じないように、隔遠地補正を大幅に充実するなど、適切な措置を講じること

② 旧一島一町村（属島化地域）については、ごみ・し尿処理施設、火葬場など、住民生活に密着し、ライフサイクルに応じた行政サービスが維持できるよう、実情に応じた算定の仕組みを創設すること

2 合併特例債における対象事業の拡大や充当範囲の拡充等の弾力化を図ること

◆標準団体と合併市町の格差（例）

区分	標準団体①	合併市町の平均		格差 ③/②
		人口規模 相当の数②	実際の数③	
消防本部・消防署	1箇所	1箇所	2箇所	2.0倍
消防出張所	2箇所	2箇所	5箇所	2.5倍
防火水槽	150基	148基	572基	3.9倍
小型動力ポンプ（消防団）	14台	14台	72台	5.1倍
幼稚園数	4箇所	1箇所	3箇所	3.0倍
保育所	11箇所	11箇所	19箇所	1.7倍

（注1）人口規模相当の数は、標準団体あたりの数に補正係数を乗じた数

（注2）出典：長崎県合併市町財政対策研究会報告書より抜粋（H25.5月公表）

○離島である新市町の隔遠地補正の状況（H25普通交付税算定）（単位：百万円）

区分	隔遠地補正増加需要額		差引 C=B-A
	合併算定替 A	一本算定 B	
対馬市	1,725	611	△ 1,114
壱岐市	726	338	△ 388
五島市	603	360	△ 243
新上五島町	749	273	△ 476
合計	3,803	1,582	△ 2,221

○旧一島一町村（属島化地域）の普通交付税の試算（単位：百万円）

区分	消防費、社会福祉費、清掃費など人口を測定単位とするもの（臨時的費目は除く）		差引 C=B-A
	合併算定替 A	一本算定 B （新市の補正係数で試算） うち属島補正	
旧高島町（長崎市）	260	89	16
旧宇久町（佐世保市）	659	340	83
旧大島村（平戸市）	373	188	41
旧奈留町（五島市）	677	407	89
合計	1,969	1,024	229

※人口を測定単位とするものについて、原則として加算補正係数を除いて試算している。

【1 合併市町の実情に応じた的確な交付税算定の実現と財源の確保】

○的確な交付税算定の実現とは

国におかれては、市町村の姿の変化に対応するため、交付税算定の見直しに着手されたところですが、現在の交付税算定方法では、合併市町特有の行政需要が適切に反映されていません。そのため合併算定替終了後の財政運営に支障をきたさないよう、的確な交付税算定の実現を求めるものです。

○財源の確保とは

血のにじむような行革努力により国家財政にも大きく寄与した合併市町に対し、喫緊の最重要課題である合併市町特有の周辺市町村地域の維持・地域活性化のための対策を講じることができるよう、合併算定替終了により捻出される財源の相当額の確保を求めるものです。

〈(1) 合併市町の行革努力で効率化が困難な経費について〉

安全・安心の確保や地域に密着したサービスを提供する消防施設や幼稚園、保育所等は、集落が分散する中、行革による効率化に一定の限界があり、また集落の維持のためには重要な役割を果たしていくものです。現在の交付税算定方法では、これらの合併市町特有の財政需要が適切に反映されていないため、施設数に着目した補正を行うなど、支所に要する経費の算定と併せて、的確に合併市町に措置できるような算定を求めるものです。

〈(2) ① 離島市町の隔遠地補正の充実について〉

離島に対する財政措置を包括的に講じた現在の隔遠地補正は、合併算定替の終了とともに一本算定に移行しますが、対馬などの離島の合併市町は、離島であるが故の経費が多額に生じています。国境離島として国家的な役割を果たすためにも集落を維持していく必要があることから、現行の隔遠地補正の措置では、なお多額の不足額を生じることが見込まれるため、各離島の財政需要に応じ、隔遠地補正の大幅な拡充などを求めるものです。

〈(2) ② 旧一島一町村（属島化地域）の実情に応じた交付税算定の仕組みの創設について〉

合併により属島となった旧一島一町村については、ごみ・し尿処理施設など住民生活に密着した生活関連施設は今後も維持していく必要があります。合併算定替終了後の財政運営に支障をきたさないよう、これらを的確に反映した算定を求めるものです。

【2 合併特例債の対象事業の拡大や充当範囲の拡充等の弾力化】

○対象事業の拡大とは

公営企業における合併特例債の活用については、上水道事業、下水道事業、病院事業に限られているため、料金収入が限られる不採算事業に対する補助等について、広く対象となるよう、対象事業の拡大を求めるものです。

○充当範囲の拡充等とは

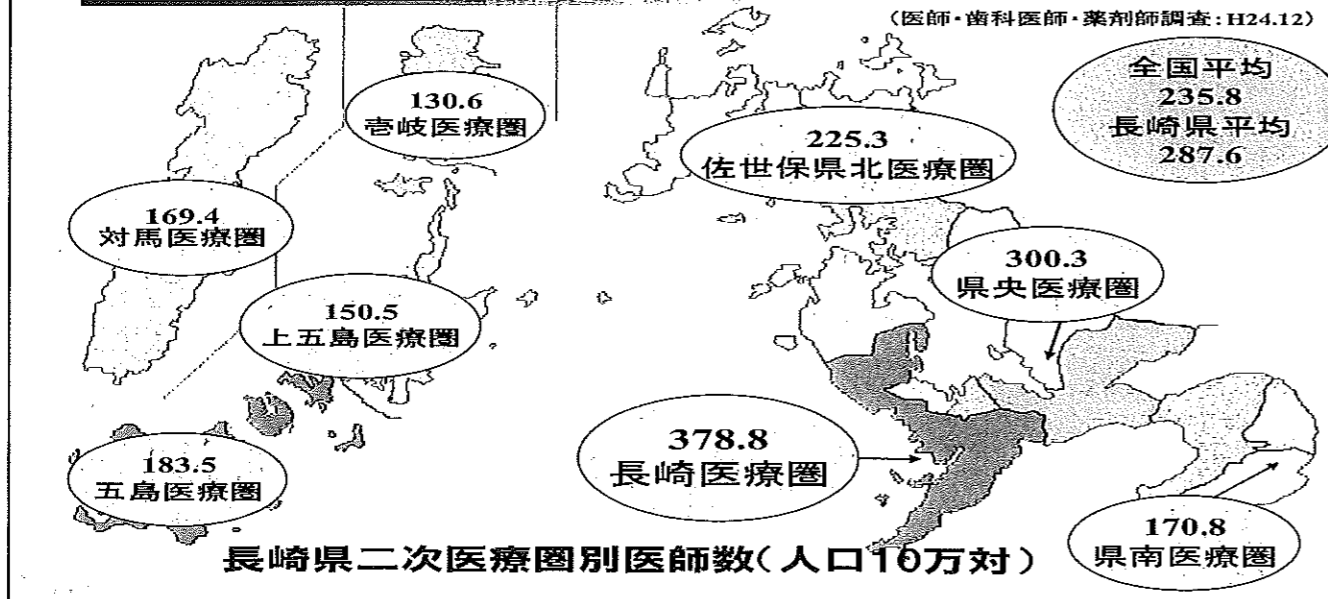
前記公営企業に係る合併特例債の活用については、合併に伴う増嵩経費として特に必要と認められる経費に対する一般会計からの出資及び補助が対象であるが、その充当の取扱いにあたっては増嵩経費の1/2の範囲内とされているため、充当率の引き上げや過疎債との併用を認めるよう、拡充を求めるものです。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 離島・へき地における医師確保のため、離島・へき地病院等への勤務を誘導するなどの新たな制度構築や卒後研修制度の見直しを行うこと
- 2 離島・へき地に勤務する医師が専門医資格を取得しやすくなるように、医師養成システムについて早急な見直しを行うこと
- 3 離島における看護職員確保のため、離職防止及び資質向上対策に係る費用について、新たな財政支援制度において十分な財源を確保すること

長崎県の医師偏在の状況

(医師・歯科医師・薬剤師調査：H24.12)



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

我が国の医師数は、数のうえでは増え続けている一方で、医師や患者の専門医指向などにより診療科目が細分化され、必要とされる医師数も増加したため、全国的に医師不足の状況にあります。本県内においても、医師の都市部への集中などにより、地域間の偏在が顕著になっており、特に、離島・へき地における医師不足は、大変厳しい状況となっています。加えて、離島・へき地では、都市部に比べ、研修施設、症例数などの要件のため専門医の資格取得が難しくなり、医師の都市部への集中が進み、地域偏在・診療科偏在の一因となっています。今後、大学医学部の地域枠の設定などにより、医師の供給数は増えていくものと思われませんが、効果が現れるまでには長期間を要し、速効性は期待できないと思われ、また、現行のままでは、供給増分が離島・へき地の医師数の増加に繋がる保証もありません。そこで、現段階で医師の地域偏在を是正するためには、離島・へき地への勤務の誘導策や専門医を指向する医師に対する離島・へき地の勤務経験を評価する方法などが必要となります。また、離島地域における看護師の確保は難しく、特に離島の基幹病院において、定員に対する常勤看護職員の不足状況が続いています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- 離島・へき地の勤務が要件とされていない現在の医師養成システムでは、都市部への医師集中を是正することは困難であるため、諸外国に倣い、地域別や診療科別で必要とされる医師の適正数・適正配置の設定など、離島・へき地への勤務を促進するような国家レベルでの誘導策を検討することが必要であると考えます。
- 離島・へき地に勤務する医師が専門医資格を取得しやすくなるためには、指導のIT化の推進などによる離島・へき地における指導体制や症例数の確保などに関する取得条件についての見直しが必要であると考えます。
- 看護師の確保が困難な離島地域では、人事交流や研修、教育基盤の整備などによる離職防止対策及び確保・資質向上対策の充実が必要であると考えます。

《医師の地域偏在是正についての諸外国の取組》

- フランス
国が地域や診療科ごとに必要な医師数を調査し、病院ごとに受け入れる研修医の数を決定する。医学生は卒業時に国の試験を受け、成績上位の順に、希望する診療科や地域で研修できる。
- ドイツ
州の医療圏ごとに人口当たりの医師の定数を設け、定数の110%を超える地域では保険医として開業できない。
- アメリカ
各科の卒後研修プログラムは卒後医学教育認可評議会が定めた全米統一規格で実施されている。各科別に経験症例数、研修年限、定員の決まった認定施設で研修を終わらなければ専門医資格が取れない。国レベルで専門医の定数が定められている。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- 離島・へき地地域の医師確保のため、地域や診療科ごとに医師の適正配置を促進する新たな法整備や、初期研修(2年間)修了後、後期研修の一環として1年間、離島・へき地病院等での臨床研修の必修化など卒後研修制度の見直しを行うこと。
- 現在、国で進められている新たな専門医の仕組みの導入にあたっては、離島・へき地に勤務する医師が専門医資格を取得しやすくなるような取得条件の見直しや、地域における専門医の分布状況等を的確に把握し、適正数・適正配置の設定を行うなど、診療科偏在の是正を実現する仕組みを早急に構築すること。
- 本土医療機関からの看護師派遣、離島と本土間の人事交流のための経費や本土地域と離島地域の交流及び研修などを通じて「しまの医療・魅力を体験してもらう」ための事業及び遠隔教育活用に係る費用に対して新たな財政支援制度において十分な財源を確保すること。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- 医師の地域偏在の早期是正につながり、離島・へき地の医療が確保されます。
- 離島・へき地での勤務が医師のキャリアパス上不利とならなくなり、地域医療を志向する医師が増え、診療科偏在の是正につながります。
- 離島地域における、量と質の両面において、安定的な看護職員の確保につながります。

33 豚流行性下痢対策について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

豚流行性下痢の発生予防対策を確実にを行うために、感染ルートの解明を早急に行うとともに、まん延防止対策を強化するため、飼養衛生管理基準の見直しと併せて、農場等の消毒に要する機材等の整備への支援並びに農家の経営安定対策として資金制度の拡充を図ること

1 発生予防・まん延防止対策

- (1) 確実な予防対策を実施するため、疫学調査を強化し、早急に感染ルートの解明を行うこと
- (2) 発生予防並びにまん延防止対策を強化するため、現行の飼養衛生管理基準に、と場等の関連施設、飼料業者など農場に入場する作業員や車両、共同堆肥舎等の共同利用施設における項目を新たに設けるとともに、現行の基準についてもより具体的な内容となるよう見直しを行うこと。また、併せて、マニュアルを整備するなど、統一的なルールづくりを行なうこと。
- (3) 農家、と畜場において、消毒を徹底するための機器整備、消毒薬購入等への支援をする消費・安全対策交付金について、十分な財源確保を図り、地域の需要に応じた適切な交付を行うこと
- (4) 発生予防に有効なワクチンについては、安定供給を図ること

2 経営安定対策

豚流行性下痢発生による経営の悪化や、防疫対策に係る経費負担増による農家の資金面への影響を緩和するため、農林漁業セーフティネット資金の特例措置を設けるとともに融資枠の確保を行うこと

【豚流行性下痢対策について】

○感染原因の解明とは

これまで全国で3,5道県（H26.5.6現在）での発生が確認されていますが、その感染ルートは明らかになっていません。現在、本県では農家、飼料運搬車両、と畜場等における消毒強化を中心に防疫対策を行っていますが、今なお発生が継続しています。確実な発生予防対策を実施するために、各県のデータを集積・分析し、早急な感染ルートの解明を要望します。

○飼養衛生管理基準の見直しとは

飼養衛生管理基準は、家畜伝染病予防法に基づき家畜伝染病の発生を防止するため、生産活動において農家が遵守すべき事項について規定したものです。今回の豚流行性下痢の感染拡大の要因として、農場はもちろんのこと、と畜場や飼料運搬の車両、共同堆肥舎における交差汚染等が考えられます。発生予防並びにまん延防止対策を強化するため、現行の飼養衛生管理基準に、と畜場等の関連施設、飼料業者など農場に入場する作業員や車両、共同堆肥舎等の共同利用施設における基準を新たに設けるとともに、現行基準についても、より具体的な内容となるよう見直しを要望します。また、併せて、マニュアルを整備するなど、統一的なルールづくりを要望します。

○まん延防止対策の強化とは

まん延防止対策を徹底するためには、地域全体での衛生対策が必要です。農家・と畜場において、消毒をはじめとした防疫対策を徹底するため、必要な機器整備・消毒薬購入や、死亡豚の保管設備整備等への支援について、需要額に応じた消費・安全対策交付金の財源確保を要望します。

○PEDワクチンの安定供給とは

ワクチンの必要量を把握しつつ、ワクチンが安定的に供給されることを要望します。

○資金制度の充実とは

発生農家での子豚の死亡による今後の売り上減少や、防疫強化による経費の増加など、資金面への影響に対応するための農林漁業セーフティネット資金について、資金の使途にPEDに対応する資金項目を設け、無担保・無保証人化等の特例措置を講じるとともに、十分な融資枠の確保を要望します。

1. 「資金の使途」にPEDにより経済的損失を受けた農林業経営の維持安定に必要な資金の項目を設けること
2. PEDにかかる資金については、特別措置の対象とするとともに、融資枠については別枠として確保すること

農林水産業セーフティネット資金特例融資の内容

	通常	特例
担保・保証	要	無担保・無保証人
貸付限度額	一般：600万円 特認：年間経営費の3/12以内	一般：600万円 特認：年間経営費の6/12以内
融資時期	通年	全国枠がなくなるまでの期間